

犬山ガスサービスセンター
調理実習室の利用規程

犬山ガス株式会社

(趣旨)

第1条 犬山ガスサービスセンター調理実習室(以下「調理実習室」という)に関する管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 調理実習室の利用時間は、別表第1に定めるところによる。

2 施設管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 調理実習室の休日は、次のとおりとする。

(1) 毎月日曜日、水曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

2 施設管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休日を変更し、又は臨時に休業、若しくは臨時に営業することができる。

(利用許可)

第4条 第5条第1項の規定により調理実習室の利用の許可を受けようとする者は、犬山ガスサービスセンター調理実習室利用許可申請書(様式第1)を利用しようとする日の1月前から前日までの間に施設管理者に提出しなければならない。ただし、公共的な団体及び施設管理者が認める者については、その期間より前に提出することができる。

2 施設管理者は、前項の規定により申請書を受理し、利用を許可したときは、利用許可書を交付するものとする。

(利用許可の変更等)

第5条 調理実習室の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という)は、許可された事項を変更しようとするとき、又は利用の取消しをしようとするときは、当社の5営

業日までに犬山ガスサービスセンター調理実習室利用変更(取消)許可申請書(様式第2)に前条第1項の許可書を添えて、施設管理者に提出しなければならない。

2 施設管理者は、前項の規定により申請書を受理し、利用の許可の変更又は取消しを許可したときは、犬山ガスサービスセンター調理実習室変更(取消)許可書(様式第3)を申請者に交付するものとする。

(施設利用の負担)

第6条 利用者は、別表第1に定める設備を利用しようとするときは、同表に定める施設利用料を負担するものとする。水道、電気、ガスの光熱費は、施設利用料に含むものとする。

2 利用者は、別表第1に定める負担額を利用しようとする日までに支払いしなければならない。

(利用者の利用時間)

第7条 利用者の利用時間は、利用の許可を受けた時間内とし、その利用に係る準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(利用の制限)

第8条 調理実習室は、同一の利用者が3日を超えて連続利用することができない。ただし、施設管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) アルコールを飲むこと及び喫煙を禁止とします。
- (3) 施設、附属設備等(以下「施設等」という)を損傷又は滅失しないこと。
- (4) 許可を受けずに施設等に紙等を貼付し、又は釘等を打つ行為をしないこと。
- (5) 許可を受けずに物品の販売、展示等の行為をしないこと。
- (6) 他人に迷惑又は危険となる行為をしないこと。
- (7) 駐車場は最大4台まで利用することができる。4台を超える場合については、各自で駐車場を確保すること。
- (8) その他管理上支障となる行為をしないこと。

2 利用者が前項の規定に違反した場合、施設管理者はその行為をやめるよう指示し、これに従わないときは、退室を命ずることができる。

(利用後の届出)

第 10 条 利用者は、調理実習室の利用を終了したときは、直ちに利用場所及び備品等を原状に回復し、その旨を管理者に届出なければならない。

(損傷、滅失の届出)

第 11 条 利用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、犬山ガスサービスセンター調理実習室施設等損傷(滅失)届出書(様式第 4)を速やかに施設管理者に提出し、その指示を受けなければならない。

(利用者の免責事項)

第 12 条 利用者は、自己の責任と危険負担において、調理実習室を利用するものとします。

2 当社は、利用者の施設利用中に生じた怪我、盗難、駐車場内の事故についての責任は一切負いません。

(施行期日)

この規則は、2020 年 1 月 21 日から施行する。

別表第1(第2条関係)

施設	利用時間
調理実習室	午前9時から午後17時00分まで

別表第2(第7条関係)

施設	単位	利用料金の負担額
調理実習室	2時間	200円